

申し込み時の
必要事項

① 行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
⑦ 返信先(往復はがきの場合)

土地を分譲します

詳しくはお問い合わせを。

アパート、店舗等向き4区画、
△もみじ台団地△

区画数一戸建て向き4区画、
集合住宅向き1区画。

詳細 都市局総務課 (211) 2
HP 555、

土地価格地図を無料配布中

7月1日時点の地価調査価格と、今年1月1日時点の地価公示価格を表示した地図を配布しています。

配布場所 区役所、市役所5階
都市計画課など。

詳細 都市計画課 (211) 25
0 6

違反建築防止週間
(10/11(土)～10/17(金))

建物を建築するときは、確認申請の手続きを行い、工事監理者を定め、違反建築にならないように注意しましょう。また、工事完了時には、必ず完了検査を受けましょう。

詳細 建築安全推進課 (211) 2867

河川への油などの流出事故にご注意ください

例年秋から冬にかけ、タンクの配管が損傷し、油が漏れて、下水道を通じて河川へ流れ出る事故が多くなっています。また、特例給付受給者が職、転職など)があつた方は、受給資格が消滅する場合がありますので、必ず届け出をし

ています。油の流出は、河川の水質を悪化させます。事故処理に掛かった費用は請求しますのでご注意ください。

詳しくはお問い合わせを。

詳細 河川管理課 (818) 34
1 5



福祉

盲人文化祭

内視覚に障がいのある方の活動発表、バザー、福祉機器の紹介、抽選会など。

詳細 所見 (中央区大通西19)。
視聴覚障がい者情報センター (631) 6747、HP 3時30分。

児童手当・特例給付

10月期(6月～9月分)の手当振込日は10月10日(金)です。なお、児童手当・特例給付に該当する方(所得が一定額未満で小学校修了前までの児童を養育している方)で、手続きをしていない方は、速やかに届け出をしてください。

認定された場合は、手続きして年金の加入状況に変更(退職、転職など)があつた方は、また翌月分から手当が支給されます。また、特例給付受給者が一部負担金(医科580円、歯科510円、柔道整復270円)または医療費の1割(負担の上限あり)を除いた金額。

詳細 所見 (1)興正こども家庭支援センター (622) 8630

てください。届け出が遅れた場合、支給済みの手当を返していただことがあります。

詳しくはお問い合わせを。

詳細 区役所(1)の保健福社課 (818) 34
1 5

医療費を助成します

市内に住民登録か外国人登録がある健康保険加入者が対象です。事前に区役所の保健福社課で受給者証の交付申請をしてください。

△乳幼児医療費△
△0歳～就学前の子供。

△助成額保険診療の自己負担額から初診時一部負担金(医科580円、歯科510円)を除いた金額。

△重度心身障害者医療費△
△①1・2級と3級(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ワクチンによる免疫の機能障がいに限る)の身体障害者手帳を保有する方。②知的障がいがあるか、重度と判定(診断)された方。③1級の精神障害者。

△助成額保険診療の自己負担額から初診一部負担金(医科580円、歯科510円、柔道整復270円)または医療費の1割(負担の上限あり)を除いた金額。父

母は入院医療費のみを助成。

△相談先 (1)興正こども家庭支援センター (622) 8630

△相談判定課 (622) 8

11月は児童虐待防止推進月間です

子供を虐待してしまったときや、虐待を受けたと思われる子供を見たときは、児童相談所 (622) 8630に連絡するか、警察に通報してください。

詳しくはお問い合わせを。

詳細 区役所(1)の保健福社課 (818) 34
1 5

「虐待から子供を救う」をテーマに、大学教授や児童施設関係者が講演します。

また、会場にて、虐待のシンボルであるオレンジリボンを無料配布します。

△フォーラム△
△虐待から子供を救う△を

△相談先 (1)興正こども家庭支援センター (622) 8630

△相談判定課 (622) 8

(3時30分)。
所かでる2・7(中央区北2西7)。

定500人。
も家庭支援センター (622) 8630へ。(先着) HP (768) 5660へ。

△24時間無料電話相談△
△11月1日(土)～30日(日)。

△申10月11日(土)から興正こども家庭支援センター (622) 8630まで。

△当期間外は、(1)は (765) 1
000、(2)は (854) 241
5で受け付けます。

△相談先 (1)興正こども家庭支援センター (622) 8630

△相談判定課 (622) 8

△申12月26日(金)までに区役所の保健福祉課へ直接。受診を認められた方には受診券を交付します。

△相談先 (1)興正こども家庭支援センター (622) 8630

△相談判定課 (622) 8

△申12月26日(金)までに区役所の保健福

祉課へ直接。受診を認められた方には受診券を交付します。

△相談先 (1)興正こども家庭支援センター (622) 8630

△相談判定課 (622) 8

△申10月18日(土)～豊平区民センター (豊平区平岸6の10)、南区真駒内幸町2)。いずれも午後1時30分～4時。

△相談先 (1)興正こども家庭支援センター (622) 8630

△相談判定課 (622) 8

△申10月1日(水)～12月29日(月)。

△相談先 (1)興正こども家庭支援センター (622) 8630

△相談判定課 (622) 8

車いすを使用する方のための健診

△申10月1日(水)～12月29日(月)。

△相談先 (1)興正こども家庭支援センター (622) 8630

△相談判定課 (622) 8

人工肛門・人工ぼうこうの方のための相談会

△申10月18日(土)～豊平区民センター (豊平区平岸6の10)、南区真駒内幸町2)。いずれも午後1時30分～4時。

△相談先 (1)興正こども家庭支援センター (622) 8630

△相談判定課 (622) 8

△申10月1日(水)～12月29日(月)。

△相談先 (1)興正こども家庭支援センター (622) 8630